



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード：8337 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 梅田 仁司
043-243-2111 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の経営会議において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的及び理由

(1) 概要

第三種優先株式の発行枠および関連規定を廃止するとともに、第一種優先株式および第四種・第五種優先株式の金銭を対価とする取得条項（第 19 条、第 19 条の 2）について、規定の一部変更を行うものであります。また、上記の規定の廃止等に伴い、条数などの変更を行うものであります。

(2) 目的及び理由

平成 25 年 7 月 4 日に第三種優先株式の取得および消却を実施し、公的資金をすべて返済したこと及び、自己資本比率告示（平成 18 年金融庁告示第 19 号）改正を踏まえ、今般定款の一部変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会決議日	平成 26 年 6 月 27 日（予定）
効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（予定）

以上

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株とし、このうち 29,600 万株は普通株式、125 万株は第一種の優先株式、500 万株は第二種の優先株式、<u>3,500 万株は第三種の優先株式</u>、750 万株は第四種の優先株式、750 万株は第五種の優先株式とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株とし、このうち 29,600 万株は普通株式、125 万株は第一種の優先株式、500 万株は第二種の優先株式、750 万株は第四種の優先株式、750 万株は第五種の優先株式とする。</p>
<p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等)</p> <p>当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。</p> <p>第一種の優先株式 1 株につき年 240 円 第二種の優先株式 1 株につき年 320 円 <u>第三種の優先株式 1 株につき年 210 円</u> 第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額 第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</p> <p>ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等)</p> <p>当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。</p> <p>第一種の優先株式 1 株につき年 240 円 第二種の優先株式 1 株につき年 320 円 第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額 第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</p> <p>ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>
<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普</p>	<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>①第一種の優先株式 1 株につき、4,000 円</p> <p>②第二種の優先株式 1 株につき、4,000 円</p> <p>③<u>第三種の優先株式</u> 1 株につき、3,500 円</p> <p>④第四種の優先株式、第五種の優先株式 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</p>	<p>通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>①第一種の優先株式 1 株につき、4,000 円</p> <p>②第二種の優先株式 1 株につき、4,000 円</p> <p>③<u>第四種の優先株式、第五種の優先株式</u> 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</p>
<p>第 18 条 の 2 (第三種の優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第三種の優先株主は、第三種の優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で当銀行が第三種の優先株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 18 条 の 3 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求権)</p>	<p>第 18 条 の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求権)</p>
<p>第 19 条 (第一種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>1. 当銀行は、平成 22 年 9 月 18 日以降、取締役会が別に定める日 (以下取得日という) が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。<u>ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。</u>この場合、当銀行は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p>	<p>第 19 条 (第一種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>1. 当銀行は、平成 22 年 9 月 18 日以降、取締役会が別に定める日 (以下取得日という) が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、<u>あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。</u>なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p>
<p>第 19 条 の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、第四種の優先株式および第五種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。<u>ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を</u></p>	<p>第 19 条 の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、第四種の優先株式および第五種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、<u>あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定めることができる。<u>この場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条の 3 に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</u></p> <p><u>第 20 条の 2 (第三種の優先株式の一斉取得)</u></p> <p><u>第三種の優先株主の取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三種の優先株式は、同期間の末日の翌日 (以下本条において一斉取得日という) をもって、第三種の優先株式 1 株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) とし、その計算是円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u></p> <p><u>ただし、当該時価が 500 円または第三種の優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額のいずれか高い金額を下回るときは、第三種の優先株式 1 株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>第 20 条の 3 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の一斉取得)</p>	<p>該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条の 2 に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 20 条の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の一斉取得)</p>

以上